

2024年11月28日 全12頁

地域特性を踏まえた少子化対策

人口移動を意識するより地域ごとの出生率向上の積み上げが重要

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 金融調査部 | 主任研究員 | 是枝 俊悟 |
| 経済調査部 | シニアエコノミスト | 佐藤 光 |
| | 主任研究員 | 新田 堯之 |
| | エコノミスト | 山口 茜 |
| | エコノミスト | 秋元 虹輝 |
| | エコノミスト | 石川 清香 |
| | エコノミスト | ビリング 安奈 |

[要約]

- 若年女性人口の東京圏への移動による出生率の押し下げ幅は20年度までの10年間で0.004と、全国の出生率低下幅の1割未満の寄与にとどまる。東京圏の被保険者（正社員等として働く女性）の出生率は主な人口の流出元である東北などと大差がなく、仕事と子育ての両立という課題が残るためだ。全国の出生率を高めるには、東京圏だけでなく各地域で住民が希望する結婚や出産の実現を阻む要因を解消する必要がある。
- 近年の被保険者出生率の上昇幅は、3世代同居比率や近居比率との関係性がうかがえ、親族間の「互助のケア」と行政による「公助のケア」を両輪で強化する必要がある。近年の被扶養者（配偶者等の扶養に入る女性）の出生率の低下幅は、所得の低い地域で特に大きい。在宅育児支援により追加的給付を行うほか、地方の生産性向上に向けた取り組みも被扶養者出生率の低下に歯止めをかける一助になろう。

[目次]

1. 少子化対策に「地域」の視点を …… 2 ページ
2. 人口移動を意識するより地域ごとの出生率向上の積み上げが重要 …… 3 ページ
3. 出生率の地域差と地域特性を踏まえた少子化対策 …… 6 ページ

1. 少子化対策に「地域」の視点を

岸田文雄前政権は2023年12月に「こども未来戦略」を取りまとめ、「次元の異なる少子化対策の実現」に向け2026年度までの3年間に集中して取り組む「こども・子育て支援加速化プラン」(以下、「加速化プラン」)を示した。その後、2024年6月に「子ども・子育て支援法」の改正案を国会で成立させ、児童手当を拡充するなど少子化対策が順次、実行に移されている。その後、10月1日に誕生した第1次石破茂政権は衆議院議員総選挙を経て、11月11日に第2次石破政権として本格始動することとなった。

石破茂首相は所信表明演説¹で、少子化とその結果生じる人口減少を「国の根幹にかかわる課題、いわば『静かな有事』」と捉え、「今の子育て世代に続く若者が増えるような子育て支援に全力を挙げます」と引き続き重要課題とする姿勢を示した。また、地域間での異なる少子化の状況についても触れた上で、「それぞれの地域において、地方創生と表裏一体のものとして若者に選ばれる地域社会の構築に向け、全力で取り組んでまいります」と「地域」の視点から少子化対策を進める必要性に言及した。

本稿では、政府内の検討に先立ち、出生率の動向に地域の視点を取り入れ、地域特性を踏まえた少子化対策の検討のあり方について論じる。結論を先取りすると、**図表1**に示すように、人口移動による全国の出生率変動への影響は軽微であり、地域ごとに希望通り子どもを持てるようにするための課題を整理し、解決していく必要がある。近年の被保険者出生率の上昇幅は、3世代同居比率や近居比率との関係性がうかがえ、親族間の「互助のケア」と行政による「公助のケア」を両輪で強化する必要がある。一方、近年の被扶養者出生率の低下幅は、所得の低い地域で大きく、在宅育児支援による追加的な給付を行うほか、地方の生産性向上に向けた取り組みも重要である。

図表1：出生率の要因分解と地域ごとの課題解決策概要

| 出生率の要因分解 | | 地域別の特徴 | 課題 | 対応策 |
|--|---------|--|---|---|
| 全国の出生率変動 ┌── 各地域の出生率変動 │ ├── 被保険者出生率 │ └── 被扶養者出生率 └── 人口移動の影響 | 被保険者出生率 | <ul style="list-style-type: none"> ・近居比率が高い地域で近年の上昇幅が大きい ・3世代同居比率が高い地域で近年の上昇幅が小さい ・非製造業比率が高い地域で近年の上昇幅が大きい | <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と育児の両立困難 ・老親と子のダブルケア ・働き方の硬直性 ・男女間の賃金格差 ・年齢や健康面の課題 | 全国的な働き方改革推進に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・同居・近居のための転居・改築等の費用助成 ・ケア労働のアウトソーシング支援 など |
| | 被扶養者出生率 | <ul style="list-style-type: none"> ・若年所得が低い地域で近年の低下幅が大きい | <ul style="list-style-type: none"> ・世帯所得の低迷(または教育費等の負担増大) | 全国的な教育費等の軽減策に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・在宅育児支援 ・地方の生産性向上に向けた取り組み など |
| | 人口移動の影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・若年所得の低い地域から、就業意欲の強い若年層が東京圏に移動している | 東京圏への若年人口移動による全国の出生率変動への影響は軽微 ⇒東京圏に限らず、それぞれの地域で希望通り子どもを持てるようにするための課題を整理し、解決していくことが重要 | |

(出所) 各種資料より大和総研作成

¹ 首相官邸「[第二百十四回国会における石破内閣総理大臣所信表明演説](#)」(2024年10月4日)を参照。

2. 人口移動を意識するより地域ごとの出生率向上の積み上げが重要

「東京ブラックホール説」は本当か？

少子化と「地域」の視点とを絡めた議論に、いわゆる「東京ブラックホール説」がある。出生率が低い東京に若年人口が流入することにより、日本全体で見たときの出生率低下に拍車をかけるというものだ。

民間有識者らで構成される人口戦略会議（議長：三村明夫日本製鉄株式会社名誉会長）が2024年4月24日に公表した報告書²では、東京都の17の自治体を、「人口の増加分を他地域からの人口流入に依存しており、しかも当該地域の出生率が非常に低い」（p. 3）ことから「ブラックホール型自治体」に位置付けて議論を呼んだ。

また、その10年前にあたる2014年5月8日に民間有識者らで構成される日本創成会議・人口減少問題検討分科会（座長：増田寛也東京大学大学院客員教授（当時））が公表した報告書³では、「ブラックホール」という表現こそないものの、「人口過密の大都市では、住居や子育て環境等から出生率が低いのが一般的であり、少子化対策の視点からも地方から大都市への『人の流れ』を変える必要がある。（中略）これ以上の『東京一極集中』は、少子化対策の観点からも歯止めをかける必要がある」（pp. 4-5）としており、東京圏への若年人口の流入を少子化の原因に位置付ける議論は繰り返されてきた。

こうした議論に対して、合計特殊出生率（以下、単に出生率と述べるときは合計特殊出生率を指す）を算出する際の「分母」には未婚女性を含み、対象が15歳以上となっていることから、若年女性の流入が多い都市部で計算上出生率が低くなりやすい点などを指摘し、未婚率が高い若年層の人口移動の結果として出生率格差が生じるという経路も考慮する必要があるとする議論もある⁴。

はたして、東京圏への一極集中は日本全体の出生率低下をもたらしているのだろうか。それを検討する際に留意すべき点は、出産した女性の居住地が、出生率の高い地域であろうが低い地域であろうが、それ自体が日本全体の出生数や出生率に影響を与えることはないということだ。

従って、東京圏への一極集中が日本全体の出生率を低下させる状況というのは、同じ女性が東京圏に転入した場合に、仮に地元に残った場合と比べて出生数を低下させるような結婚・出産行動（例えば、結婚予定時期、出産予定人数・時期など）の変化が生じた場合に限られる。ただし、東京圏に転入した女性の実際の出生数（率）と、同じ女性が地元に残ったとした場合の出生数（率）とを比較することはできない。そのため、東京圏に転入する若年層の属性や、出身地における出生率に着目することが有効となる。

² 詳細は、人口戦略会議（2024）を参照。

³ 詳細は、日本創成会議・人口減少問題検討分科会（2014）を参照。

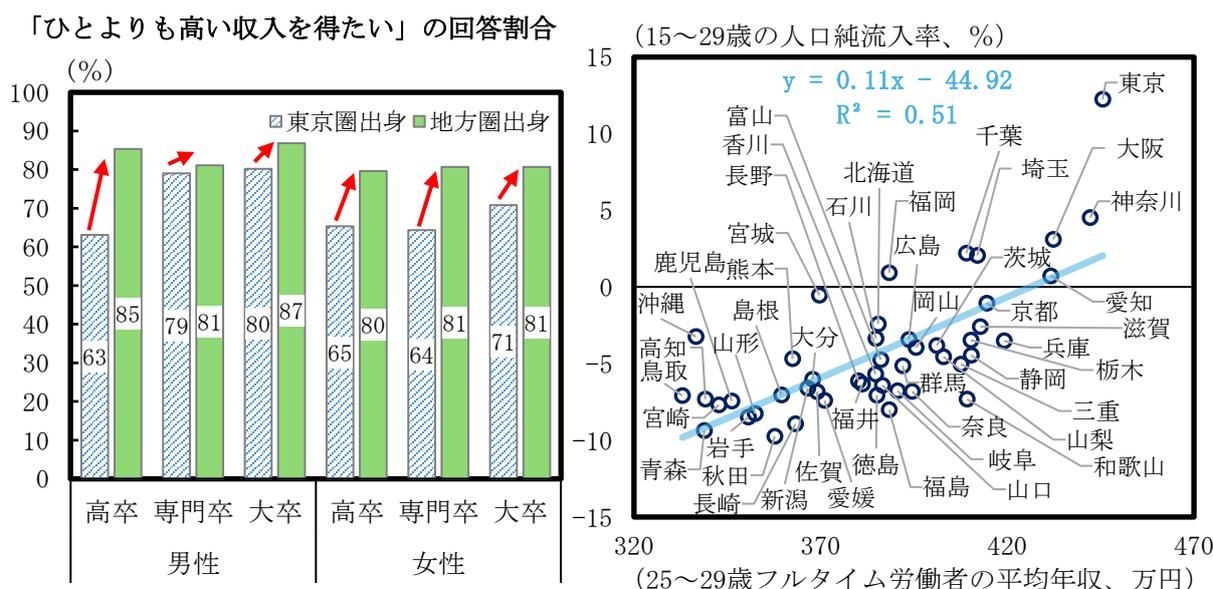
⁴ 詳細は、天野（2024）pp. 5-13、中里（2024a）、中里（2024b）を参照。

就業意欲の強い若年層が東京圏に移動している

労働政策研究・研修機構が2021年に東京都在住の25～34歳を対象に行ったアンケート調査⁵によると、「ひとよりも高い収入を得たい」と回答した人の割合は、男女・学歴を問わず東京圏出身者より地方圏出身者の方が高く、地方圏出身者の就業意欲の強さがうかがえる(図表2左)。同調査の報告書では、進学時や就職後に上京した若者に関して、「学歴や専門・技術職割合・年収が高く、大企業に勤める野心的な若者が多くみられ」(p.202)と指摘されている。

また、内閣府が2021年に「地元を離れて東京圏で就職した理由」について尋ねたアンケート調査⁶においても、「自分の能力や関心に合った仕事」「給与の良い仕事」「安定した大企業」「将来性の高い仕事」が「地元で見つからなかったから」との回答は多く見られた。収入や産業構造の地域差が若年層の人口移動を発生させており、就業意欲の強い若年層が東京圏に移動していると考えられる。実際、若年層の年収と人口移動の関係を確認してみると(図表2右)、年収の低い地域ほど、若年層の人口流出が深刻であることが分かる。

図表2：東京都在住者の出身地と就業意識(左)／若年人口純流入率と年収の関係(右)



(注1) 左図は2021年1～3月に東京都在住の25～34歳を対象に行ったアンケート調査。東京圏は東京、神奈川県、埼玉県、千葉県。専門卒は専門・短大・高専卒。大卒は大学・大学院卒。

(注2) 右図の人口純流入率=2021-23年累計純流入者数/2020年人口。人口データは居住地ベース。平均年収のデータは2023年、就業地ベース、民間事業所ベース。平均年収=6月の「きまって支給する現金給与額」×12+「年間賞与その他特別給与額」。

(出所) 労働政策研究・研修機構(2022)、総務省、厚生労働省統計より大和総研作成

日本全体の出生率の低下幅のうち若年人口移動の寄与は1割未満

当社のこれまでの分析では、勤め先の医療保険に自ら加入する「被保険者」の女性は、配偶者などの扶養に入る「被扶養者」の女性と比べて、仕事と育児の両立の課題を抱えやすいことや、

⁵ 詳細は、労働政策研究・研修機構(2022)を参照。

⁶ 内閣府「新型コロナウイルス感染症が地域の働き方や生活意識に与えた影響に関する調査(調査期間2021年1月15日～20日)」。詳細は、内閣府(2021)を参照。

出産ピークの年齢が高いことなどから、出生率の水準が低いことが分かっている⁷。

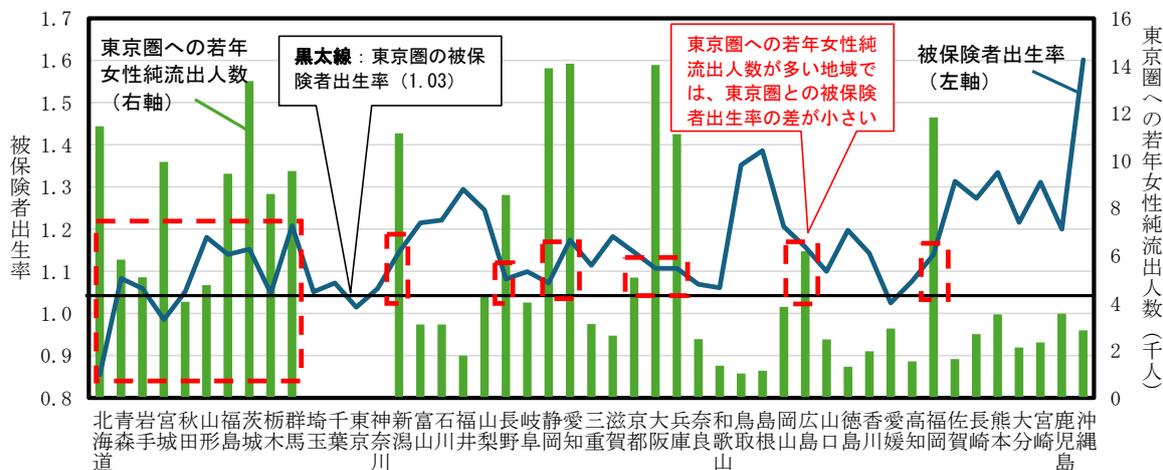
そうであれば、地方から東京圏に移動する就業意欲の強い女性は、仮に地方にとどまったとしても働き続けることを希望するため、仕事と育児の両立やライフコース上の課題に直面することによって変わりはなく、移動の有無で子どもの数は変わらないかもしれない。

そこで、2010年から2020年の間に15～29歳において都道府県をまたいで移動した日本人女性につき、2020年度時点で被用者保険（健保組合等）⁸の被保険者として働いているとみなした上で、仮に2010年の住所から移動がなかったと仮定した場合⁹の全国の出生率を試算¹⁰し、実際の全国の出生率と比較した。

その結果、2020年までの10年間の若年女性人口の移動がなかったと仮定した場合の全国の出生率は、実際の日本全体の出生率よりも0.004高い水準（被保険者に限れば0.007高い水準）にとどまった。この間、実際の日本全体の出生率は0.06低下しており、若年人口移動によって説明できる部分はこのうち1割に満たないこととなる。

若年人口移動による日本全体の出生率への影響が軽微な理由は、東京圏に多数の若年女性を送り込んでいる地域（東日本地域および大都市圏など）の被保険者出生率は、東京圏と大差がない（東京圏より低い地域もある）ためである（**図表3**）。

図表3：都道府県別の被保険者出生率と東京圏への若年女性の純流出人数



(注) 東京圏は東京、神奈川、千葉、埼玉。被保険者出生率は協会けんぽの2020年度の大和総研推計値。若年女性とは、15～29歳。東京圏への若年女性純流出人数は、2020年から2023年にかけての4年累計値。

(出所) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、全国健康保険協会（協会けんぽ）等より大和総研作成

⁷ 是枝・佐藤・新田・石川（2024a）および是枝・佐藤・新田・石川（2024b）を参照。

⁸ 勤め先で加入する公的医療保険制度である、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健保組合、共済組合、船員保険の総称である。

⁹ 当該移動者が2010年度時点の住所で被保険者として働いていたとした場合。

¹⁰ 各都道府県別の被用者保険の被保険者数は、総務省「国勢調査」等をもとに推計して求めた。人口移動については、総務省「住民基本台帳人口移動報告」を用いて推計した。各都道府県における（協会けんぽに限らない）被用者保険の被保険者の出生率は、各都道府県の協会けんぽの出生率（是枝・佐藤・和田・石川（2023a）の方法により推計。2019～21年度の平均を用いた）と等しいと仮定した。

結局、東京圏が人口のブラックホールのように見えるのは、働き続けたい女性が東京圏に集まるために、働き続ける女性が子どもを持ちにくいという現象が東京圏で顕著に表れているものと考えられる。もちろん東京圏においても働き続けたい女性が希望通り子どもを持てる環境を整備する必要はある。しかし、東京圏に多数の若年女性を送り込んでいる地域も東京圏に並んで被保険者出生率が低く、同様の課題を抱えている。

すなわち、東京圏だけでなく地域それぞれにおいて、その地域に住む者が希望通り子どもを持てるようにするための課題を整理し、解決していくことが、日本全体の出生率を向上するために重要といえるだろう。

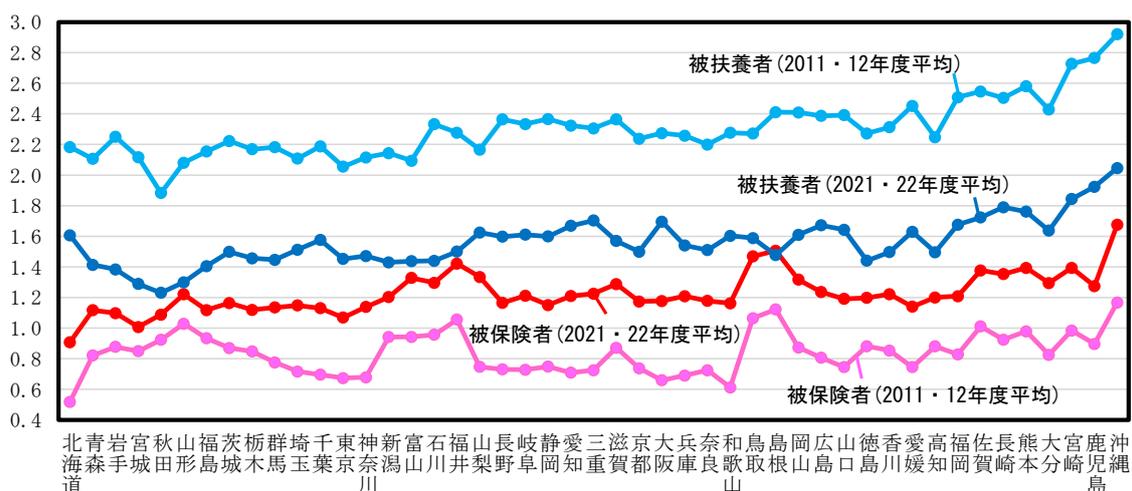
3. 出生率の地域差と地域特性を踏まえた少子化対策

被保険者・被扶養者出生率にも地域差がある

出生率には地域差があるが、出生率の高い地域が共働き世帯と専業主婦世帯の両方にとって子どもを育てやすいとは限らず、単に出生率の水準を比較するだけでは、地域ごとの課題を見出しにくい。

そこで是枝・佐藤・和田・石川（2023a）の方法を用いて、協会けんぽの都道府県別の被保険者（共働き世帯等の女性）・被扶養者（専業主婦世帯等の女性）それぞれの出生率を試算した結果が**図表4**である¹¹。2011・12年度時点では、全ての都道府県で被扶養者の出生率は被保険者よりも高く、かつ、その差も大きく、女性が被扶養者の世帯が日本の出生率・出生数を支えていたことが分かる。

図表4：都道府県別に見た協会けんぽの被保険者・被扶養者の出生率



(注) 都道府県別データは単年度では振れ幅が大きいため2年度平均同士で比較した。是枝・佐藤・和田・石川（2023a）の方法を用いた推計値である（以下本稿内において同じ）。

(出所) 厚生労働省、協会けんぽより大和総研作成

¹¹ ただし、是枝・佐藤・和田・石川（2023a）から、年齢階級別の被保険者・被扶養者数につき厚生労働省「健康保険・船員保険被保険者実態調査」を用いることで10歳刻みから5歳刻みに変更する点を改良している。

だが、その後の10年間で、被保険者の出生率は、全ての都道府県で上昇した。40都道府県で出生率が1を超えて上昇しており、被保険者としての仕事と育児の両立は「1人目の出産後も働き続ける」ステージから「働き続けながら2人目の出産に臨む」ステージに進んでいる。

一方、10年間で被扶養者の出生率は全ての都道府県で低下した。45都道府県で出生率は2をまたいで低下しており、女性が被扶養者の世帯では、2人目・3人目の子どもを持ちづらくなっていることがうかがえる。

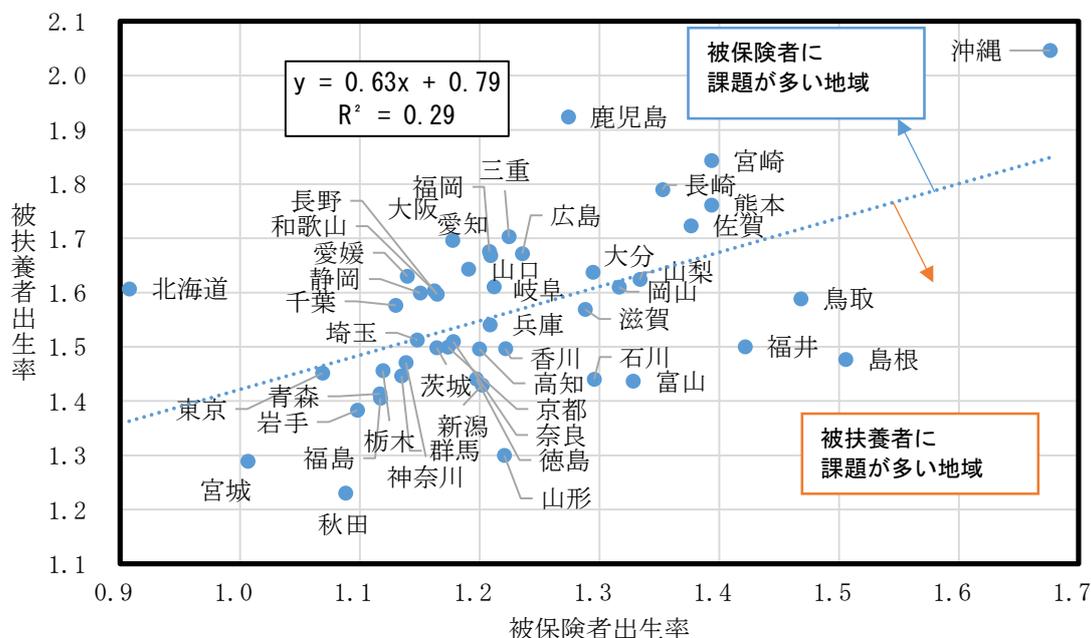
2021・22年度時点では、島根において被扶養者と被保険者の出生率が逆転し、山形、富山、石川、福井、鳥取の日本海側地域でも出生率の差が0.15未満に接近している。

九州や北海道などは被保険者に課題、東北や北陸などは被扶養者に課題

直近の2021・22年度において被保険者出生率と被扶養者出生率の関係を見たものが、**図表5**であり、両者には緩やかな相関が見られる¹²。

傾向線よりも上には、九州、北海道のほか、大阪、愛知、広島などが属し、相対的に被保険者に課題が多い地域といえる。傾向線よりも下には東北、北関東、北陸、山陰などが属し、相対的に被扶養者に課題が多い地域といえる。東京、埼玉、京都、奈良、兵庫、岡山などはほぼ傾向線上にあり、被保険者・被扶養者の両者をバランスよく意識するとよいだろう。

図表5：被保険者出生率と被扶養者出生率の関係（2021・22年度平均、協会けんぽ）



(出所) 厚生労働省、協会けんぽより大和総研作成

¹² 2019・20年度の時点ではほぼ無相関であった（是枝・佐藤・和田・石川（2023a））が、被保険者出生率と被扶養者出生率の差が縮まった結果、両者が相関するようになったものと考えられる。

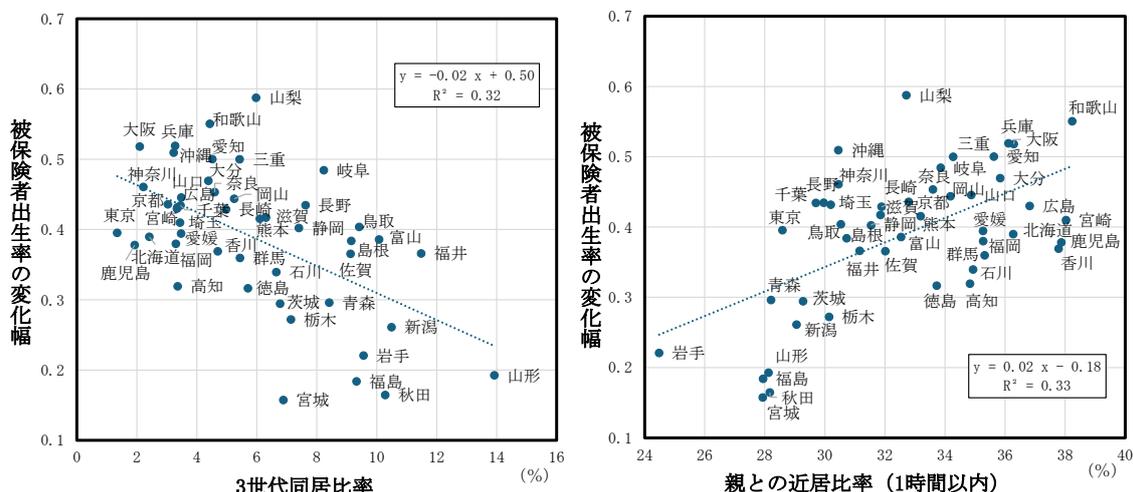
「互助のケア」と「公助のケア」の適切な組み合わせの模索を

ここからは、出生率の地域差の要因を抽出して課題を整理するとともに、その解消策を検討する。まずは被保険者出生率について取り上げる。

主に夫婦共働きである被保険者女性の世帯においては、仕事と家事・育児の両立が課題となる。政府は、従来の働き方改革や乳幼児保育の拡充に加えて、「加速化プラン」では男性の育児休暇取得促進により、夫婦での家事・育児の分担を後押ししてきた。

一方で、夫婦以外の家事・育児の担い手として、双方の親の協力も重要な要素である。これについて、かつては北陸などに多い3世代同居が話題となっていたが、近年では世帯を分けての近居に出生率を高める効果が示唆される。具体的には、3世代同居比率が高い地域ほどここ10年での被保険者出生率の上昇幅が小さい傾向であった一方（図表6左）、近居比率が高い地域では、ここ10年での被保険者出生率の上昇幅が大きい傾向が観測された（図表6右）。

図表6：被保険者出生率の変化と、3世代同居比率（左）・親との近居比率（右）の関係



(注) 出生率の変化幅は、2011・12年度平均から2021・22年度平均への10年間の変化幅。3世代同居比率は2020年、親との近居比率（1時間以内）は2018年。

(出所) 厚生労働省、総務省、国土交通省、協会けんぽ等より大和総研作成

先行研究においても、かつては3世代同居によって女性の正規雇用での就業が促進される効果が見られたものの、2006年以後を対象とした研究ではそのような効果は観測されず、むしろ近居に女性の正規雇用での就業を促す効果が観測されている¹³。高齢化が進む中、3世代同居は祖父母から受ける家事育児のサポートの受益だけでなく、祖父母への介護や見守りといった現役世代の負担も顕在化してきている。家事、育児、介護、見守りといったケアを親族間などで提供し合う（互助）だけでなく、行政の支援（公助）との適切な組み合わせを模索することが望ましいといえるだろう。

¹³ 千年（2016）、福田・久本（2012）を参照。福田・久本（2012）は、分析結果について「男女双方が正規で就労しているカップルが親世代と同居する経済的インセンティブに乏しいことを反映していると考えられる」（p. 120）としている。千年（2016）は、「妻の母が同居しているにもかかわらず、妻の正規就業に促進効果がみられないのは、母の支援ニーズが高いためかもしれない」（p. 136）と分析している。

この点に関して、石破首相は自民党総裁選挙での政策集¹⁴において、ケアの提供について「出産、保育、放課後、夏休み中等の居場所など、子育てのあらゆる局面で多くの人が少しずつ手伝うことのできる社会を作ります」として互助の強化を目指すとともに、「無償ケア労働の実態把握とアウトソーシング支援」と公助の強化も両輪で掲げていた。

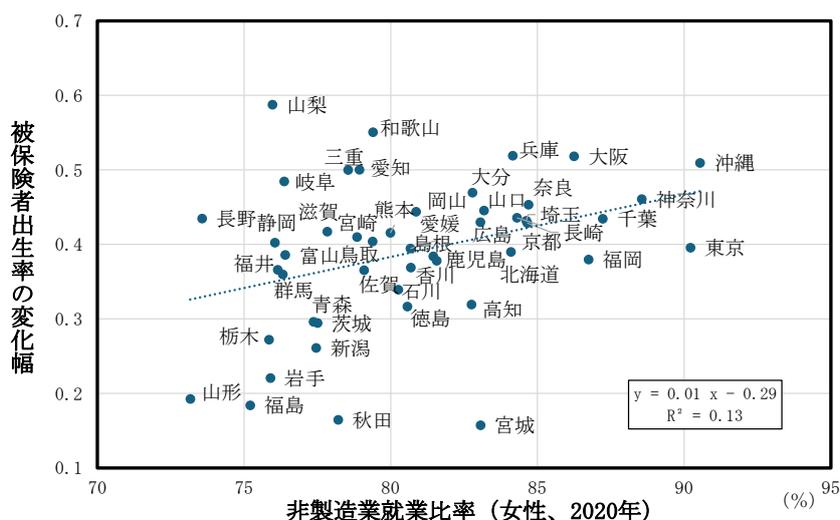
互助の強化策としては、すでに全国の自治体で国の社会資本整備総合交付金等を活用した近居・同居への金銭的な支援策が実施されており、中には山形県村山市のように移住世帯に最大325万円の支給が行われる例もある。このような支援策の拡充は当該地域の活性化だけでなく、少子化対策としても有効な手段と考えられる。

公助の強化策としては、こども家庭庁が実施する「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」、経済産業省が実施する中小企業を対象とした「家事支援サービス福利厚生導入実証事業」のほか、自治体単位で実施されるベビーシッター、病児保育、家事代行等への補助施策があり、今後は適用範囲や規模の拡大が期待される。

働きやすい環境整備は出生率にプラスの影響

別の観点からは、被保険者女性の働きやすさと収入のバランスが、出生率にも影響している可能性がある。具体的には、女性の非製造業就労比率が高い地域ほど、被保険者出生率の上昇幅が大きいという緩やかな傾向が観測される（**図表 7**）。一般に、製造業では賃金の男女間格差が相対的に大きく、労働時間が長いことが指摘される。賃金の男女間格差が小さく、正規雇用や管理職に占める女性比率がより高い非製造業に女性が就業しやすいことが、地域の出生率にプラスの影響を与えていると考えられよう。

図表 7：被保険者出生率の変化と、女性の非製造業就業比率



(注) 出生率の変化幅は、2011・12年度平均から2021・22年度平均への10年間の変化幅。

(出所) 厚生労働省、総務省等より大和総研作成

¹⁴ 石破茂総裁選特設サイト「[2024年 自民党総裁選挙 石破茂 政策集](#)」

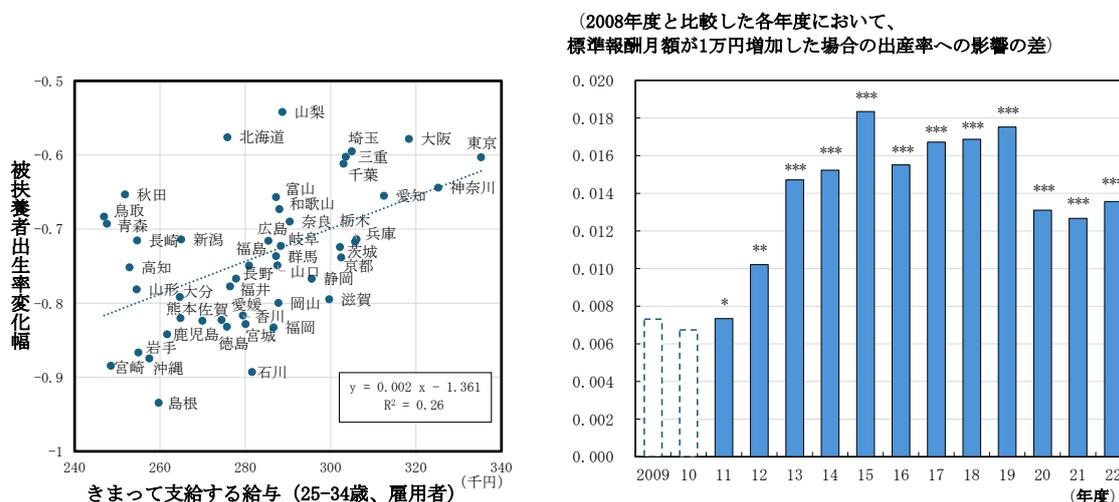
従来、自治体の企業誘致では、大規模な補助金支給等の支援策は製造業を主な対象とするものが目立っていた。しかし、非製造業の誘致を促進することも、出生率の上昇を通じて地域の活性化に資すると考えられる。また、製造業においても男女間賃金格差の是正に取り組むなど、女性が働きやすい環境整備を行うことも重要だ。

なお、働きやすさに関連して、2023年の当社レポート¹⁵では、労働時間が週60時間以上（法定労働時間は週40時間）の雇用者の割合が高い地域において、被保険者出生率が低下する傾向を指摘した。この傾向は現在も変わらないが、近年では全国的に長時間労働の是正が進んでいる。全国で労働時間が週60時間以上の雇用者の割合は、2017年の9.8%から直近2022年には5.8%となり約4割も低下した（総務省「就業構造基本調査」から算出）。働き方改革による長時間労働の是正は、近年の全国的な被保険者出生率上昇の一因になっているといえよう。

被扶養者出生率低下に歯止めをかけるべく、引き続き若年層の所得向上策を

続いて、主に専業主婦またはパート労働者である被扶養者女性の出生率について取り上げる。被扶養者出生率は近年全国的に低下が著しいが、それには世帯の主な稼ぎ手である男性の所得の多寡が影響しているとみられる。具体的には、若年層の定期的な給与が高い地域ほど、被扶養者出生率の低下が小幅にとどまる傾向が観測された（図表8左）。当社が受託している健保データを用いて分析すると、健保組合別の男性所得と被保険者出生率との相関は2010年度頃まで見られなかったが、その後は正の相関が有意に確認できるようになった（図表8右）。

図表8：被扶養者出生率に対する所得の影響（左：都道府県分析、右：健保組合分析）



(注1) 左図の出生率の変化幅は、2011・12年度平均から2021・22年度平均への10年間の変化幅。

(注2) 右図では、大和総研の保有する健保データ（DIR健保データ）を利用。是枝・新田・門畑・岩村（2024）における被扶養者の出生率を被説明変数としたベースモデルに年度ダミーと男性の標準報酬月額（単位：万円）の交差項を加えたモデルを使用した。各年度ダミーは2008年度を基準とした。***は1%有意水準、**は5%有意水準、*は10%有意水準を満たす。

(出所) 厚生労働省、DIR健保データなどより大和総研作成

¹⁵ 是枝・佐藤・和田・石川（2023b）を参照。

2018 年度には出産女性の中で被扶養者が多数派から少数派に転換する中で、被扶養者出生率は 2015 年頃から日本全体で急激に低下している¹⁶。特に、所得水準の低い被扶養者世帯において、被保険者世帯との所得差が意識されやすくなったことが、子どもをもう 1 人持つことが難しくなった要因と考えられる。

所得の伸び悩みについては、2023 年以降の高い賃上げ率の実現に加えて、幅広い分野での初任給の引き上げ、転職市場の活性化などにより、特に若年層で改善が進みつつある。地方での生産性向上に向けた取り組み¹⁷を含め、今後も各地域で賃上げの流れが継続するならば、被扶養者出生率の低下に歯止めがかかる可能性がある。これに加えて、以前の当社レポートでも指摘したように、特に低所得世帯に向けては在宅育児手当などの追加的な給付策が有効と考えられる¹⁸。

¹⁶ 是枝・佐藤・新田・石川（2024b）および是枝・新田・門畑・岩村（2024）を参照。

¹⁷ 詳細は「[第 223 回日本経済予測](#)」（2024 年 11 月 21 日）の第 3 章を参照。

¹⁸ 是枝・佐藤・新田・石川（2024c）を参照。

【参考文献】

天野馨南子（2024）『まちがいだらけの少子化対策：激減する婚姻数になぜ向き合わないのか』、金融財政事情研究会、2024年

是枝俊悟、佐藤光、和田恵、石川清香（2023a）「[出生率の引き上げには在宅育児への支援強化も必要](#)」、大和総研レポート、2023年2月1日

是枝俊悟、佐藤光、和田恵、石川清香（2023b）「[『次元の異なる少子化対策』として何を実施すべきか](#)」、大和総研レポート、2023年2月27日

是枝俊悟、佐藤光、新田堯之、石川清香（2024a）「[医療保険属性別（被保険者・被扶養者別）出生率の推計結果：2022年度版](#)」、大和総研レポート、2024年5月29日

是枝俊悟、佐藤光、新田堯之、石川清香（2024b）「[『2人目の壁』が近年の出生率低下の大きな要因に](#)」、大和総研レポート、2024年6月25日

是枝俊悟、新田堯之、門畑明希子、岩村拓哉（2024）「[女性がキャリアを築ける職場ほど、子どもを持ちやすい](#)」、大和総研レポート、2024年7月24日

是枝俊悟、佐藤光、新田堯之、石川清香（2024c）「[少子化対策は費用対効果の観点からのブラッシュアップが必要](#)」、大和総研レポート、2024年8月26日

人口戦略会議（2024）「[令和6年・地方自治体『持続可能性』分析レポート—新たな地域別将来推計人口から分かる自治体の実情と課題—](#)」、2024年4月24日

千年よしみ（2016）「女性の就業と母親との近居—第2回・第5回全国家庭動向調査を用いた分析—」、国立社会保障・人口問題研究所『人口問題研究』72巻2号 pp. 120～139、2016年6月

内閣府（2021）『[地域の経済 2020-2021—地方への新たな人の流れの創出に向けて—](#)』、2021年9月

中里透（2024a）「[東京は『ブラックホール』なのか？（その1）：少子化にまつわるエトセトラ](#)」、SYNODOS OPINION、2024年4月27日掲載、2024年11月20日閲覧

中里透（2024b）「[東京は『ブラックホール』なのか（その2）：『東京国』と『地方国』で考える](#)」、SYNODOS OPINION、2024年5月13日掲載、2024年11月20日閲覧

日本創成会議・人口減少問題検討分科会（2014）「[成長を続ける21世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』](#)」、2014年5月8日

福田順、久本憲夫（2012）「女性の就労に与える母親の近居・同居の影響」、社会政策学会『社会政策』4巻1号 pp. 111-122、2012年

労働政策研究・研修機構（2022）「[大都市の若者の就業行動と意識の変容—『第5回 若者のワークスタイル調査』から—](#)」、労働政策研究報告書 No. 213、2022年3月10日